

福島県教育委員会令和3年5月定例会会議抄録

1 開 催 日 時	令和 3 年 5 月 20 日 (木) 午後 1 時 30 分から
2 開 催 場 所	教育委員室 (県庁西庁舎 3 階)
3 出 席 者	鈴木淳一教育長、1 番 浅川なおみ委員、2 番 成澤勝蔵委員、3 番 吉津健三委員、4 番 正木好男委員、5 番 大村雅恵委員
4 議 事 内 容 及 び 経 過	
(1) 開 会	午後 1 時 30 分、教育長から 5 月定例会の開会が告げられた。
(2) 会 議 書 署 名 委 員 の 指 名	教育長から、吉津委員と正木委員が会議書署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	教育長から、会期は本日 1 日としたい旨の発言があり、これについて諮詢したところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記 録 係 の 指 名	教育長から、佐藤副主査が記録係に指名された。
(5) 政 策 監 提 出 理 由 説 明	教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。 政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。 (説明概要) 議案第 1 号については、福島県立図書館協議会委員の解任及び任命等を行うもの。 議案第 2 号については、福島県社会教育委員の解嘱及び委嘱を行うもの。 議案第 3 号については、令和 2 年度第 13 号補正予算のうち教育委員会関係部分について、教育長臨時代理により処理したことについて承認を求めるもの。 議案第 4 号については、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行うもの。 報告第 1 号については、令和 4 年度使用教科用図書の採択等に関する答申について報告する

	もの。 報告第2号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。 教育長から、本日の審議事項のうち、議案第1号から議案第4号、報告第1号から報告第2号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。 これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。
(6) 会議（一部）非公開	
(7) 前回会議録の承認	教育長が、令和3年4月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。
(8) 議案審議	
議案第1号	福島県立図書館協議会委員の任免について（議案第1号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第2号	福島県社会教育委員の任免について（議案第2号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第3号	教育長臨時代理による処理の承認について（議案第3号）、財務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第4号	福島県市町村公立学校教頭の懲戒処分について（議案第4号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。 午後2時13分、教育長から暫時休議が告げられた。
	午後2時20分、教育長から委員会の再開が告げられた。

(9) 報 告 事 項	
報 告 第 1 号	令和 4 年度使用教科用図書の採択等に関する答申について（報告第 1 号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。
報 告 第 2 号	訓告処分等について（報告第 2 号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。
(10) 次 回 の 日 程	次回の定例会について、教育総務課長から令和 3 年 6 月 21 日（月）午後 1 時 30 分から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(11) 閉 会	午後 2 時 28 分、教育長から閉会が告げられた。